

やないづ 議会だより

第163号
令和2年(2020)
6月定例会報告

発行日：令和2年8月28日
福島県柳津町議会
(0241)42-2390
編集：議会広報編集委員会



6月定例会
6月10日～12日

各常任委員会現地調査	2
6月定例会議案審議	4
一般質問7人の議員が町政を問う	6
議会モニターへ委嘱状交付	14

柳津小学校 ICT授業の様子

令和2年度 各委員会現地調査

7月17日・20日に、各委員会に分かれて町内の現地調査を実施しました。
 総務文教常任委員5名、産業厚生常任委員5名が参加し、町内5箇所について現地調査を行いました。
 9月定例議会において調査報告を行います。



地域住民交流センター
ゆきげ館

* 議会意見 *

- ・ まだまだ「ゆきげ館」という名前が一般に浸透していない。積極的にアピールを。「ゆきげ館」の看板やネームプレートの設置も行うこと。
- ・ 体育館解体工事の仮設道路の具体案を早急に提示してほしい。



柳ヶ丘団地
若者定住促進住宅



* 議会要望 *

- ・ 町が行っている子育て支援や補助など各課連携して入居者募集をすること。
- ・ 子育て世帯が増えるため、近くに児童公園や遊具の設置など、安心して遊べる環境の整備を。
- ・ 内覧会の実施や、内部の動画配信など広く広報してほしい。
- ・ 入居開始までまだ時間があるので、その間の適切な管理をお願いしたい。



現地調査

総務文教常任委員会

柳津小学校 タブレット授業
エアコン設置状況確認

地域住民交流センターゆきげ館
運用状況確認

柳ヶ丘団地若者定住促進住宅
竣工状況確認

産業厚生常任委員会

グローバルピッグファーム(株)
臭気対策状況確認

柳ヶ丘団地若者定住促進住宅
竣工状況確認

町道鶺鴒工業団地線
道路改良工事進捗状況

柳津小学校 タブレット授業



* 議会要望 *

- ・教育支援員の活動状況を実際に見ることが出来た。
- ・新型コロナウイルス感染対策で、教職員の負担が増えている。消毒作業など委託可能なものは委託し、負担の低減を図ること。
- ・旧給食センターの今後の方向性を早急に検討すること。

グローバル ピッグファーム



* 議会要望 *

- ・麻生地区、町、議会へ定期的に状況報告をしてほしい。
- ・一日も早く解決するように全力で対策を進めてほしい。

* 議会要望 *

- ・除雪期間に間に合うように工期の進捗に留意すること。
- ・南側の樹木の伐採を追加で行い、路面への日当たりを確保すること。
- ・工場への車両の往来、スクールゾーン近くの工事であることから、安全対策を十分に行うこと。

鶺鴒工業団地線



6月定例会審議議案 ー主な議案ー

6月定例会が、6月10日から12日までの3日間の会期で開催され、令和2年度補正予算や購入契約の締結など14議案、報告案件2件、議員提出議案1件が審議され、原案どおり可決・同意されました。

今回の定例会は新型コロナウイルス感染症対策として、書面による一般質問、議場での傍聴自粛のお願い、全員協議会の会場変更など、様々な「3密」を避ける取り組みを実施しました。

一般会計補正予算第3号

- ・歳入歳出それぞれ4,66万4千円を減額し、総額をそれぞれ50億2,162万8千円とするもの。
- ・新型コロナウイルスの影響により町内の旅館等の収益が減少した為、温泉使用料を減免 150万円減
- ・中学生が毎年実施している海外派遣事業の中止による補助金の減額 580万円減
- ・海外派遣事業の代替事業として中学3年生全員を対象に実施する語学研修(天栄村・ブリティッシュヒルズ)の委託料 104万円増
- ・5月・6月の売り上げが前年度比で減少した町内事業者に対する感染症対策応援金給付事業(第2弾分) 600万円増
- ・新型コロナウイルスの影響により検閲・パレード・ポンプ操法など各種中止になったことによる非常備消防費の減額 269万3千円減

スクールバス購入契約

- ・琵琶首線のスクールバスを更新し、安全性の確保を行う。現有バスは購入後10年が経過し、走行距離は32万5kmを経過。
- 〔購入車両〕
29人乗りマイクロバス
- 〔契約金額〕
1,021万6,930円
- 〔契約先〕
株式会社平和総合企業
代表取締役 杉原 稔

3役の期末手当を減額

- ・町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案が提出された。
- ・町が実施している新型コロナウイルス感染症対策事業の費用に充てるため、町長ら3役の令和2年6月期の期末手当を減額するもの。
- 減額内容は次の通り。
- 町長 20%減
- 副町長 10%減
- 教育長 10%減
- 合計50万円

陳情1件を採択

- ・件名
「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情」
- ・陳情者
福島県教職員組合
中央執行委員長 國分俊樹
- ・審議結果 採択

固定資産評価審査委員会委員の選任同意

- ・二瓶俊一(桐ヶ丘)氏が令和2年6月30日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任することに同意。

6月定例会補正予算

		6月補正後	補正額	
一	般 会 計	50億2,162万8千円	△466万4千円	
特 別 会 計	土 地 取 得	2,002万6千円	-	
	国 保	事業勘定	4億9,825万9千円	163万9千円
		施設勘定	7,807万1千円	-
	後 期 高 齢	5,411万3千円	△218万7千円	
	介 護 保 険	5億5,004万円	4万円	
	簡 易 水 道	1億7,589万2千円	△40万8千円	
	町営スキー場	341万円	-	
	農業集落排水	8,530万3千円	460万3千円	
	下 水 道	7,827万6千円	77万6千円	
	簡 易 排 水	220万円	-	
林業集落排水	280万円	-		
合 計		65億7,001万8千円	△20万1千円	

※本定例会の補正予算は、4月に行われた人事異動による給料及び職員手当が主な内容。

臨時議会 (5月20日開催)

一般会計補正予算 第2号

歳入歳出それぞれ3億6,726万6千円を増額し、総額50億2,629万2千円とするもの。主に新型コロナウイルス感染症対策事業に関する補正となっており、主な事業は次の通り。

・特別定額給付金

3億2,500万円
町民一人につき10万円を支給

・子育て世帯への臨時特別給付金 336万円
児童手当対象者へ一人1万円を給付

・災害対策用品 876万2千円
新型コロナウイルス対策として各避難所へマスクや消毒液の備品・消耗品等の購入

・柳津町子育て世帯応援事業 450万円
高校生以下の者、一人親家庭に該当する者、妊婦の方に一人につき1万円を給付

・宿泊記念品助成事業、宿泊助成補助 合計300万円
町内旅館などに宿泊していただいた方に商品券千円分、宿泊費用2千円分を補助

除雪機械購入契約

〔購入車両〕

除雪ドーザ14t級

〔契約金額〕

1,917万3千円

〔契約先〕

ロジスネクストユニキャリア株式会社 会津サービスセンターセンター長 生井義二

感染症対策応援金給付事業を専決処分

・柳津町新型コロナウイルス感染症対策応援金給付事業 902万6千円
新型コロナウイルス感染症の影響により3月～4月の合計売上金額が前年度同月比で減少している町内事業者に応援金を支給。上限10万円。

こんなことを決めました 一審議一覧

【5月20日臨時会】

議案第47号	専決処分の承認を求めることについて	原案承認
議案第48号	専決処分の承認を求めることについて	原案承認
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて	原案承認
議案第50号	専決処分の承認を求めることについて	原案承認
議案第51号	専決処分の承認を求めることについて	原案承認
議案第52号	柳津町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第53号	除雪機械の購入について	原案可決
議案第54号	令和二年度柳津町一般会計補正予算について	原案可決
議案第55号	令和二年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算について	原案可決
議案第56号	令和二年度柳津町介護保険特別会計補正予算について	原案可決

【6月定例会】

議案第57号	柳津町税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第58号	柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第59号	柳津町介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第60号	令和2年度柳津町一般会計補正予算	原案可決
議案第61号	令和2年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算	原案可決
議案第62号	令和2年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
議案第63号	令和2年度柳津町介護保険特別会計補正予算	原案可決
議案第64号	令和2年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第65号	令和2年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決
議案第66号	令和2年度柳津町下水道事業特別会計補正予算	原案可決
議案第67号	固定資産評価審査委員会の選任について	原案同意
議案第68号	スクールバスの購入について	原案可決
報告第1号	令和元年度柳津町繰越明許費繰越計算書の報告について	—
報告第2号	会津若松地方土地開発公社経営状況の報告について	—

【6月定例会追加議案】

議案第69号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第70号	令和2年度柳津町一般会計補正予算	原案可決
議員提出議案第1号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	原案可決



1番 磯目泰彦議員

○学校教育の充実について



令和2年度の重点事業にある「学校教育の充実」の10の施策は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為臨時休校となったことで、年度当初から厳しい事業執行となることが予想されています。

しかし、もっと深刻な状況は授業が受けられない児童と生徒であることを忘れてはなりません。

そこで、町としては教育の充実を図るためにも学校への通学サポートとしてスクールバス及びふれあい号、会津バス定期の補助等様々な支援をしているところでありますが、本年度よりふれあい号とスクールバス機能の按分率の改定がなされたことから、児童生徒数と在住地区の減少が顕著であり、今後もこの状況は続くと考えられますが次の点において町の考えを伺います。

①令和2年度柳津町の学校教育の冊子において重点施策5つ、及び基本事業21のどの項目に児童、生徒の登下校時の安全を確保する内容が含まれているのか。

②バス通学での安全管理はどの

ようにしているのか。また、徒歩通学の児童、生徒の安全管理はどうか。

③本庁及び支所地区においても交通量の多い国道並びに県道の一部スクールゾーンとして利用し、徒歩にて通学している地区は増加か減少の方向か。

④児童、生徒数と在住地区の減少は今後も続くと考えられるか。

⑤通学距離の制限を無くして、希望する児童、生徒はバス通学（ふれあい号、会津バス、スクールバス）とし、より一層の安全に努めるべきでは。

⑥通学にはなぜ、徒歩とバス通学があるのか。



（教育長） 1番 磯目泰彦議員の「学校教育の充実」についてお答えいたします。

まず、一つ目のご質問につきまして、重点施策の「2

青少年の健全育成」の「(5) 防犯ボランティアの活用」が、登下校の安全に関連する施策です。防犯ボランティアによる見守り活動を中心に、家庭や学校、地区住民の皆様

の協力により、「登下校時の事件・事故の未然防止」に取り組んでもらっております。

次に、二つ目の質問につきましては、各小・中学校では、通学路の安全点検とともに、登下校の安全指導を計画的に行っております。特に、小学校では教員がバスに同乗して、乗車時やバス乗降場所周辺の潜在危険個所などについて確認しながら、安全確保に関する指導を行っております。また、中学校でも、バスの運転手との情報交換を随時行い、安全指導に活かしております。

徒歩通学に対しても、小学校では、同行して安全な歩行や横断の仕方を指導しております。

中学校では、定期的に、下校時の安全を中心に、登下校の安全に関する注意喚起を行っております。

三つ目の質問ですが、今後、定住促進住宅の建設や宅地造成事業等社会情勢の変化に伴い、徒歩で通学する地区は増加する可能性があると思われます。

四つ目の質問ですが、現在、児童生徒数が減少している状

況でありますので、在住地区も減少していくものと推測されます。

五つ目の質問につきましては、安全な乗降場所の確保等の課題、運動不足による体力の低下や肥満等の健康問題も懸念されます。また、保護者の合意形成も必要となりますので、現段階では、希望する児童生徒全員をバス通学にすることは、考えておりません。

六つ目の質問につきまして、学校教育法施行規則及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に、適正な学校の規模や通学距離、通学時間の基準などが示されております。通学時間に関しては、概ね1時間以内を一応の目安として、市町村が適正な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消することになっております。

本町につきましても、遠距離通学の児童生徒のために、通学バス管理規則や通学バス運行規定に基づき、運行区間と利用対象児童生徒を指定し、安全なスクールバス運行を行っております。



5番 岩渕清幸議員

○災害発生時における 避難所の新たな考え方について

Q

①ソーシャルディスタンスの確保の観点からも、可能な限り多くの避難所を開設する必要があると思われませんが、旅館やホテル、あるいはほかの民間の施設と協定を結ぶ考えはあるのか。

②災害の種類によっては、集会所が安全な場所に建てられているとは限らない地区がかなりあると思っている。洗い出しを進める必要があると思うが如何か。

③高齢者や、体の不自由な方のため、地区内の安全な家屋や友人宅等への避難を検討するなど、一斉避難とは別の分離避難についての考えは。

④避難所におけるクラスター防止のため、マスク、消毒薬、手洗い石鹸、体温計などの備蓄は当然ですが、手洗いの指導や消毒、除菌などを行うための避難所スタッフの育成も必要であると考えが如何か。

⑤避難所における感染防止のためのマニュアルは整備されているのか。

⑥避難所の健康状態を確認するために「健康チェックリスト」は整備されているのか。

⑦規模の大きい避難所におけるプライバシーの確保と居住区分についての考え方は。

A

(町長) ①災害の種類や規模によっては、指

定避難所以外の避難所を開設することも考慮しなければならぬと考えております。万が一感染が疑われるような方には、町有施設で現在利用されていない施設が本庁地区、支所地区毎に数棟ありますので、そこへ避難していただくことや、避難所が過密状態になることを防ぐために可能な場合は親戚や友人宅等へ避難していただくことも想定しております。今後、民間施設との協定につきましても前向きに検討しているところであります。

②柳津町防災マップにおいて土砂災害警戒区域内にある地区集会所は14箇所となっております。地域の実情を勘案し災害の状況や安全性を確認した上で早期に対応して参ります。また、町民の皆様には災害種別等に応じた避難をしていただくよう引き続き周知して参ります。

③原則として警戒レベル3が発令された場合には、避難に時間がかかる高齢者等に関しましては避難していただくこととなっております。また、一人暮らしや高齢者のみの世帯への避難に関しては、区長をはじめ、民生委員や消防団員からの声掛けをお願いしているところであります。

よっては、指定避難所以外に安全な場所に親戚・知人宅がある場合は、緊急的な避難先として考慮することが示されておりあります。

避難しなかった、避難が遅れたことによる被災や豪雨・浸水時の屋外移動中の被災など、高齢者等の被災が多かつたという報告もされておりますので、自らの命は自らが守る意識を持って、自らの判断で避難行動をとっていただければ、避難情報や避難の呼びかけを、タイミングを逃すことなく、わかりやすく伝えられるよう努めて参ります。

④緊急事態措置は解除されましたが、全国的にはクラスターが確認されている状況でありますので、必要であると考えております。地区集会所における避難所の運営につきましては、地区区長をはじめとして対応していただいておりますが、災害が発生した場合に、町で備蓄しているマスクや消毒液などを各避難所に配備するとともに、感染防止対策のマニュアルを作成し、町民の方が感染しないよう区長や地区役員、消防団の方などに対応をご協力いただければ、指導して参りたいと考えております。

⑤避難所を開設する場合には、3密の回避や衛生対策を徹底

して感染症拡大予防・防止対策に万全を期することが重要であります。国から示されているマニュアルを参考として、早期に新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設運営方針を取りまとめお示しできればと考えております。

⑥国や県から示されているガイドラインやマニュアル、また、全国保健師長会の「災害時の保健活動推進マニュアル」等を参考に保健師、管理栄養士等の保健衛生担当と協議して整備して参りたいと考えております。

⑦災害によっては避難所での生活が長期間に及ぶ場合が想定されます。そのような状況が見込まれる場合は、必要に応じてプライバシーが確保された部屋や相談できる場所、また、避難者同士の交流スペースの設置などに配慮した環境づくりに努めていかなければと考えております。プライバシーを確保できるよう、間仕切り用パーティションとして避難ルームを計画的に整備して参ります。感染の疑いのある方、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、子どもなど、災害発生時に配慮を要する方について、優先的にスペースを利用できる避難所開設に努めていく必要があると考えております。



3番 伊藤 純議員

○本町における新型コロナウイルス感染症に係る今後の課題について

Q ①本町の観光、商工業における、現在までの入込客数や宿泊客数の減少について、現状把握はしているのか伺う。

②町内旅館・飲食店等全般にわたる、経済状況は厳しいが、損失等については試算はしているのか伺う。

③①、②について、明らかに減少していると思われるが、今後観光業、商業、農業、建設建築業等全般の産業について、新型コロナウイルスの影響はあり得ると考えるが、今後の支援事業対策は考えているのか伺う。

A (町長) まず、本町における新型コロナウイルス感染症による入込客数や宿泊客数の減少把握につきましては、例年月毎の観光客入込状況調査を実施しており、各施設から3ヶ月に一度の報告を受けております。直近のデータとしては、令和2年3月分が最新となっております。宿泊客も含めた入込数は、32,480人、前年同月比5,765人の減、15%の減少となっております。宿泊者数のみ

をみますと、1,045人、前年同月比798人の減、43%の減少となっております。今後4月分・5月分の報告をいただくようになっておりますが、更に減少は激しいと思われま

参考としまして、県旅館ホテル生活衛生同業組合が組合員に対して実施したアンケート結果では、3月が前年同月比で約4割減、4月が約7割減の宿泊数となっております。

次に、町内旅館・飲食店等全般にわたる損失等の試算につきましては、事業所への支援として実施しました応援金給付の申請内容の数字となりますが、52事業所の合計額で令和2年3月と4月の合計売上金額が前年同月比で、8,254万円の減、46.7%の減少となっております。ゴールデンウィーク期間の5月はさらに減少していると考えられます。

次に、今後の町全般の産業への支援対策につきましては、緊急事態宣言は解除され、観光業に対しての様々な支援対策として、国はツアー会社等へのクーポン付き旅行商品の

造成支援、県においては、県民を対象とした観光周遊宿泊支援対策などを打ち出しております。

町としましては、まず3月・4月にコロナ禍の影響を受けたサービスマンや小売業を対象として応援金の支給を行いました。また、秋冬の観光客誘客を図るため、宿泊助成事業や誘客PR事業を計画しておりますが、国の詳細な支援内容がみながら進めて参りたいと考えております。

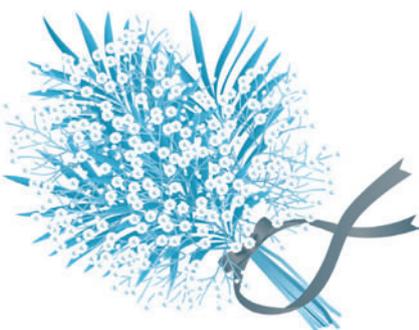
農業におきましては、現時点では大きな影響を受けているという情報はありませんが、6月下旬から出荷予定のカスミ草は、3密回避による葬儀や結婚式の縮小などの影響を受けるのではないかと懸念されてお

り、市場の状況を注視していかねばならないと思っております。また、夏秋野菜の収穫、米の収穫が控えておりますが、現時点では、どの程度影響がでるのか不明

でありますので、国県等の情報を収集しながら、支援策を講じていかねばならないと考えております。

建設業については、公共事業を受注している業者のコロナ禍の影響は少ないものと考えておりますが、建築業においては、3月はほぼ影響を受けていなかったものの4月に入ってから、コロナ禍の収入減による受注の減少や子供の自宅待機などによる、個人宅での作業制限等から仕事ができない等の影響を受けていると考えております。

現段階での支援策としては、建設業・建築業を新たな応援金の支援対象とすることを考えております。





7番 田崎信二議員

○新型コロナウイルス感染に対する考え、 取り組みについて



①新型コロナウイルス
対策に基づく緊急

事態宣言が解除され、新しい生活様式の定着協力が県より求められ、感染者が確認されていない会津地方は第2波、第3波が考えられる中、安全という保証はなく、当町としては町民に対し今後どの様な指導を行っていくのか伺いたい。

②学校教育について、感染拡大に伴う臨時休校による長期化分の学習を来年度に繰り越さないように、各市町村では今年度の夏休みと冬休みの期間を短縮し、新たな授業日を設定する方針が発表されてきているが、当町の見解を伺いたい。



(町長) 一つ目のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染に対する考え、取り組みにつきまして、本町では、新型コロナウイルスが指定感染症に認定され県の対策本部も設置されたことに伴い、2月19日に私を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症対策を全庁あげ

て取り組んでおります。

国・県等の関係機関とは、情報を共有し連携を図りつつ、その情報に基づき町での感染症拡大防止について、対策本部で方針を決定してきたところであります。

また、感染予防、まん延防止を図るため全町民へマスクを配布し、防災無線や広報誌等を通じて感染症対策を町民へお知らせしてきたところであります。町民の皆さまには、この対応のために外出の自粛や公共施設の休業等ご協力をいただき、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

緊急事態措置が福島県で5月15日に、25日には全国で緊急事態宣言が解除されました

が、新型コロナウイルスは全国的にはまだ収束したとは考えにくいことと、今もなお感染経路が不明な新規感染者が確認されていることなどから、この闘いは長期戦になることが見込まれております。

町としましても、会津では

感染者が確認されておりませんが、今後再び感染が拡大する可能性も十分にありますので、国の専門家会議等で推奨しております、基本的な対処方針、手洗いなどの手指衛生、マスクの着用、人と人との距離を確保し、3密といわれる

換気の悪い密閉空間、大勢いる密集場所、間近で会話する密接場面を避けることなどを徹底していただくこと、さらには、感染拡大を予防するた

密閉は避ける

密集は避ける

こまめに換気

距離を取る

マスクの着用
(状況に応じて)

咳エチケット

出かける前に
体温測定

手洗い・
手指衛生

め新しい生活様式を励行し定着を図れるよう、あらゆる機会を通じて町民へ要請して参りたいと考えております。



(教育長) 二つ目のご質問にお答えいたします。

本町の各学校で、臨時休業を行った期間は、4月22日(水)から5月22日(金)までの19日間です。この期間中、5月7日(木)から登校日を設定して、各学校ともに7日間登校し、授業を実施しております。

今後、夏季休業中の7月21日(火)から7月31日(金)までの7日間、8月20日(木)から8月24日(月)までの3日間、計10日間の登校日を予定しております。この10日間授業を行えば、第1学期に指導する内容・時間数につきましては、充足できる見通しです。

なお、冬季休業中の登校日につきましては、今後、臨時休業を行うような状況が生じた場合に実施を検討いたします。



10番 齋藤正志議員

○新型コロナによる政府の緊急事態宣言解除にあたり今後の町の対応・取組みについて



世界中が新型コロナウイルスウィルスによって未曾有の大惨事にみまわれている中で、日本は緊急事態宣言の解除に至ったところです。この間、町はスピード感を持ち、独自の支援策や支援金の給付と、対応については評価するところであります。今後も国や県の対応に依りて、経済対策や、弱者といわれる町民の生活維持のため、しっかりと町政にあたっていただくよう願います。

その中で2点について伺います。

①町内の小学校、中学校においては授業の不足分は県の教育委員会の意向もあると思いますが、どのように解決をしていくのか。また、受験を控える中学3年生に対しては対策を考えているか。更に大学受験者は各高等学校にまかせただけでいいのか。町の考えを伺います。

②言わずと知れた観光の町を自負する柳津町は今回のコロナ禍により観光業は多大な被害を受けたところです。緊急事態宣言解除を受け、事業者が様々な感染防止策を講じながら徐々に営業を再開してい



くと思われまます。ワクチンの開発が進まないうちは客足が戻る事も、多くの人を一度に受け入れることも難しいと思われまます。その中で、今、コロナ禍が終息したときに更に魅力あるまちづくりを考えておかなければと思われまます。歴史的風致維持向上計画の進捗とあわせ町の考えを伺います。

(教育長) 一つ目のご質問にお答えいたします。

本町の各学校で、臨時休業を行った期間は、4月22日(水)から5月22日(金)までの19日間です。この期間中、5月7日(木)から登校日を設定して、各学校ともに7日間登校し、授業を実施しております。

今後、夏季休業中の7月21日(火)から7月31日(金)までの7日間、8月20日(木)から8月24日(月)までの3日間、計10日間の登校日を予定しております。この10日間授業を行えば、第1学期に指導する内容・時間数につきましては、充足できる見通しです。



なお、冬季休業中の登校日につきましては、今後、臨時休業を行うような状況が生じた場合に実施を検討いたします。

次に、中学3年生の高校入試対策につきましては、中学校として、夏季休業中にICT機器を活用した学習相談を実施する計画で、2学期には、昨年度も実施しておりますが、「放課後学習会」を、必要に応じて実施する予定です。必要な指導を適切に行うように、指導して参ります。

なお、大学受験に関しましては、町でかわることが非常にむずかしいので、特に対応等は考えておりません。

(町長) 二つ目のご質問にお答えいたします。

コロナ禍が終息したときの更なる魅力あるまちづくりにつきましまして、町の観光・商工業はコロナ禍の影響により多大な被害を受けており、今後町としましては、国県の施策や交付金等を活用し、落ち込んだ観光需要等の回復に向けて各種施策・事業を進めて参ります。

そのような中、コロナ禍の

終息を見据え、観光客の誘客を図ることと並行して、魅力あるまちづくりを進めて行くために歴史的風致維持向上計画の策定を加速させていかなければならないと考えております。現在の進捗状況としましては、本年3月に県の担当職員を講師とし、班長以上を対象とした勉強会を実施しており、4月には庁内によるプロジェクトチームを設置し、1回目の会議を行っております。

また、コロナ禍の影響により外部からのアドバイザーを招聘することができませんでしたが、アドバイザーとのインターネットを活用したオンラインでの打ち合わせを実施しており、さらに既に認定を受けている市町村より認定までのスケジュール等の情報収集を行い、紙焼き写真をデータ化するアーカイブス事業の準備を進めております。





2番 新井田順一議員

○新型コロナウイルス感染症に伴う児童・生徒への心の配慮と学習支援について

○畜産業者による臭気対策について

Q 新型コロナウイルス感染症対策のため、臨時休校中も命を守る教育、ICT機器を用いた学習、家庭訪問等を実施され、5月25日から学校再開されていることに感謝いたします。つきましては、今後の教育活動について次の4点質問いたします。

① 感染症拡大防止対策の徹底について

② 臨時休校による学習の遅れ対策と学校行事への影響について

③ 各種大会の中止により目標を失った生徒への配慮について（特に中学3年生）

④ 感染症の第2波、第3波対策について、臨時休校になれば全児童・生徒にオンライン家庭学習が必要と思われるが、タブレットの全員貸与や、特に受験生に対して民間のオンライン教育を活用する考えはないか。

A （教育長）① 文部科学省発行のマニュアルを踏まえて、児童生徒への指導事項や保護者への依頼・要請事項、日常の教育活動での留意事項などを具体化して、感染症予防に努め、各学校の校長等と意見交換を行いながら、充実した教育活動を進めたいと考えております。

② 夏季休業中に10日間の登校日を予定しており、この10日間授業を行えば、第1学期に指導する内容・時間数につきましては、充足できる見通しであります。学校行事への影響につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況にも異なりますが、延期した小学校の修学旅行につきましては、方面を変更して、11月に実施する計画です。また、中学校の修学旅行につきましても、アンケートを実施して方面や実施時期を検討する予定です。そのほかの行事につきましても、可能なものについては、計画を一部変更して、「3密」を回避しながら実施するように、各学校へ指導しております。

③ 既に中体連の全国大会や県大会は、中止の決定がなされておりありますが、会津地区の中体連では替わりになる大会や試合などを開催できないか検討中です。中学校では、3年生に対して進路指導を含めて様々な指導を適切に行っております。生徒の気持ちに寄り添いながら、次の目標を持つことや新たな目標に向かって挑戦することができるよう、指導が進められると考えております。

④ 本町では臨時休業中に、ICT機器を活用したオンライン

授業を試行しました。広報でも紹介しましたが、学習だけでなく、児童生徒の健康管理、課題の実施状況の確認なども活用できたので、今後の本格的な実施に向けて有意義な試行となりました。

今月中に、一人に1台タブレット端末を配置できる見通しですので、今回の臨時休業と同様に、家庭での学習にも活用できるように貸与したいと考えております。民間のオンライン授業・教材の活用については、中学校の指導との兼ね合い、経費の問題もあるので、一斉に今すぐ活用することは考えておりません。

Q 畜産業者による臭気対策については麻生地区だけの問題ではなく只見川上下流域、郷戸原にまで至っている。近頃暖かくなり、また頭数が増加したせいか臭気が強くなり、時間も長くなってきたと苦情が寄せられている。業者の対応と町の指導が町民に見えていない。共存する為には現状をお知らせすべきと思われが伺います。

A （町長）現在、事業者源となっている全ての豚舎への消臭ネットの設置、フィル

ター式脱臭装置の設置等の対策工事を実施しております。消臭ネットの設置は6月下旬、フィルター式脱臭装置の設置は11月中旬の完成を予定しており、工事の進捗については、毎月1回開催している事業者・地区・町の三者による情報交換会で確認しております。議員ご指摘のとおり臭気対策の現状を町民にお知らせしていくことは、町としても重要であると考えており、対策の状況や豚の搬入状況などを、麻生地区だけではなく全地区にお知らせしていただくよう、事業者へ指導を行っているところであります。

また、本年3月には麻生地区の皆さんに臭気に関するアンケート調査にご協力いただいております。その中において、町への要望として昨年9月に実施しました、女性のための相談会の継続実施を求める声もありましたので、担当課と協議していききたいと考えております。

今後、臭気問題の早期解決ができるよう引き続き事業者に対して必要な指導や助言を行って参ります。

○道路行政の今後の考え方について



8番 荒明正一議員

○道路の安全性の確保と 管理の在り方について

Q ①道路についての1つの考え方として人間の血管を道路としてとらえて考えれば、新しい時代の道路行政としての発想の転換になるのではないかと思うが、町長はどう思いますか。

②町民、特に山間地に住む高齢者は道路が良くなることで大きな生きがいとして考えられておられる方が多くいると思われませんが町長の考えを伺います。

A (町長) ①人間の血管を道路としてとらえた場合、全身に酸素や栄養を供給する役割を担い、全身に隈なく巡る血管により、血液が行き渡ることによって人の健康が維持されています。道路も隔々まで行き渡ることによって町が形成され、そこに住む町民の生活が維持されています。

血管が古くなり、障害が発生すれば健康が失われるのと同じように、道路も老朽化や自然災害により機能を失えば、復旧までの間、町民の生活に影響が生じます。何よりも最優先で守らなければならぬ生活の生命線とも言えます。全身に栄養を届ける毛細血管のすべてが、正常に機能していくことが大切なことですが、道路行政に置き換えてすべてを賄っていく上では、当然莫大な予算と時間を要しま

す。道路には交通のための舗装面だけでなく、維持管理にも多くの費用が発生します。少子高齢化が更に顕著となりつつあり、税収も減少傾向にあることから、町の財政状況はますます厳しくなっており、決められた予算の中で、町民の生活道路を維持していくには、まずは主要路線を最優先に交通をストップさせないことが、重要であると思えます。

そして、毛細血管としての町道や林道については、時代の移り変わりの中で人の交通のなくなる路線もこれから出てくることから、各地区の皆様と情報を共有し、生活していくために必要な路線へ少しでも多くの予算を投入できる道路行政を進めていかなければならないと考えております。

②道路が良くなることで生きがいと言っていただけのこととは、町予算の中で大きな割合を占める道路行政としては大変嬉しいことであります。ただし、先ほども申し上げましたとおり、厳しい情勢での決められた予算であることから、新規道路の開拓といった大きな費用のかかる事業はなかなか難しい状況であります。このため、高齢者が安心して交通することのできる災害のない道路を目指した維持修繕に、今後も努めて参ります。

Q ①道路の安全走行を考えた時、最も大事な事は何だと思うか町長に考えを伺います。

②限界集落が多くなっている現状で、草刈りが大変な状況を町長はどの様に受け止めておられるか伺います。

③特に今年の場合、新型コロナ対策の1つとして各集落について草刈りをしてくださった礼として、1万、2万、3万それぞれ状況に応じた対策を取るべきと思うが、町長の考えを伺います。特に高齢者の地域については草刈りの応援体制をとるべきと思うが伺います。

A (町長) ①道路の安全走行については、最も大切なことは運転者の安全運転意識の向上に他なりません。近年は高齢ドライバーの思いがけない交通事故も多発しております。

本町でも高齢ドライバーは増えておりますが、安全走行のための対策として、視認性向上のカーブミラーや転落防止のガードレール、道路の沈下や穴等、補修により解消しています。今後も交通安全の啓発と合わせて、事故のない道路となるための維持管理を進めて参ります。

②現在、町では主要路線を

中心に緊急雇用創出事業で8人を雇用し、草刈りを実施しています。しかし、それだけで回り切れない路線については、民間土木業者への委託も併用し実施しておりますが、全ての地域の道路を賄うには人的にも財政的にも困難な状況であり、やはり昔からの地区人足もお願いし、地域の皆様と共に維持管理をしていく必要があります。

ただし、高齢化や人口減少が更に顕著となってくれば、どうしても地域だけでは対応しきれない集落が増えてくるのではと思われませんが、町内にはまだまだ現役で仕事のできる元気な高齢者の方もたくさんおり、そういった方々の雇用や収入源となることも考慮し、町内で高齢者が働ける場を提供している団体などを活用していくことも、一つの方法ではないかと思えます。

③入足で維持作業をしていただく際に、重機の借り上げ代の負担や、砕石などを支給してあります。そのような形での支援は今後も続けて参りたいと考えていますので、まずは役場へご相談いただき、今後どのようなすれば生活に必要な路線を守っていけるかを、地域の皆様と共に考えていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策と臭気対策に細やかな対応を要求

6月から8月に開催された全員協議会の中で、町民の暮らしや感染症対策、臭気対策に関して改善案などを要求しました。

6月11日

令和2年度予算意見書への対応について

- ・3月議会で議員より提出された予算意見書に対する状況報告。新型コロナウイルス感染症の影響で行えない事業が多く出ていることについての報告があった。

新型コロナウイルス対策について

- ・小中学校での新型コロナウイルス感染症対策について、マスク着用による熱中症の予防策や、授業時のエアコン・換気について意見が交わされた。

より説明。

- ・議員からは遅れている事業について速やかに実行するようにとの要望。また、道路新設工事に関係する立木処理についての確認があった。

新型コロナウイルス対策関係について

- ・避難所での感染予防策についての質問や、避難者の安否確認について質問や、お盆の時期の帰省等について町としての考え方についての質疑応答があった。

7月20日

重点事業の執行状況について

- ・農林振興班で行っている鳥獣被害対策や建設課で行っている経済対策事業についての質問があり、今後の申請見込み等について意見が出された。

繰越明許費の執行状況について

- ・繰り越した令和元年度予算についての詳細を総務課長

対し求めた。

8月20日

新型コロナウイルス対策について

- ・感染者情報、給付金情報、消費喚起事業等に関する質疑が行われた。

議会提出案件

新型コロナウイルス感染者に対する「医療体制」について

- ・議員からは、「感染が疑わしいと思った時に、どのような行動をとればいいのか、わかりやすい指針を町民の皆さんに示してほしい」等の意見が出された。

会津管内「PCR検査」の現状及び独自による「検査体制」の構築について

- ・他の市町村では、独自にPCR検査を行う自治体も出てきたことから、柳津町でもそのような検査体制が敷けるかについて議論が交わされた。

「観光客」の入り込み状況について

- ・1月～6月の主要観光施設

における前年度との比較をグラフで提示。緊急事態宣言が出された4月～5月の落ち込みが特に激しいことがデータからも確認された。併せて、町独自の応援金給付金事業の申請実績についても報告があった。

養豚場による「悪臭公害」報道の対応について

- ・雑誌等に取り上げられた経緯や、時系列について地域振興課長より説明。

- ・複数地点で臭気計の定点モニタリングを行い、気象条件と共に臭気の傾向を分析し、今後行う臭気対策が有効なのかどうか比較することを議会として事業化を申し入れた。また、今後の取り組みや、スケジュール、風評被害払しょく等に対しても、多くの要望・意見が出された。

7月大雨による「土砂災害」の状況について

- ・7月28日～31日にかけての豪雨災害の発生・復旧情報。町道6件、農地5件、林道4件について確認しており、順次復旧作業を行っている。と建設課長より説明。

議会モニターへ委嘱状を交付



令和2年度から新たに議会モニターとして活動していただく鈴木早苗さん(小ノ川)、平山睦子さん(安久津)、長谷川友子さん(大平町)の3名に、委嘱状を交付しました。

議会モニターとは、議会の運営等に関して町民の皆さまからの要望、提言その他の意見を広く聴取し、円滑で、民主的な議会運営を推進することを目的としている制度です。委嘱期間は令和2年4月1日からの1年間です。

柳津町では現在5名の方に議会モニターを委嘱しています。

9月定例会のお知らせ

第3回定例会は、**9月9日から9月16日の予定**です。

初日は、町政に対し議員が一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、また3密を避けるため、傍聴席数は通常の3分の1となります。

受付でのアルコール消毒、傍聴席でのマスクの着用をお願いします。

— 西山支所、ふれあい館でも議会中継を傍聴することができます —



こんな対策をしています。

新型コロナウイルス感染症対策として、「3密」を避けるため、「議会全員協議会」は、会場を「大会議室」へと変更し開催しています。

また、1時間ごとに換気を行う・発言者以外はマスク着用など徹底した対策を行っています。

編集後記

立秋を過ぎてても暦上のことと言わんばかりに居座る暑さですが、町民の皆さま、お障りなくお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式で迎えた二〇二〇年の春夏は、文字通り「あつ」という間に過ぎ去ったように思いますが、町民の皆さまにおかれましても様々な面で我慢を強いられる毎日をお過ごしのこととお察し致します。

さて、このような情勢下にあつて、第二、第三波に向けての対策や対応が迫られ、当町におきましても「命を守る」ことと「経済を回す」という二律背反の事柄に対して議論し、選択・決断を迫られるであろうと感じております。また、昨今取り沙汰されておりますが、感染者や感染者の出た事業所、そのご家族や関係者への誹謗中傷や風評被害等に対するプライバシー保護の体制整備は、安心して皆さまが暮らす上でも急務であると思っております。

早期終息を願うところではありますが、当面の間、劇的に日常が変化することは現実的ではありません。そういった中で、生活様式は変われども町民の皆さまが安心安全な生活を営めるよう、議会と致しましても全力で取り組んで参る所存であります。

(松村 亮)

広報編集委員

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 田崎 信二 |
| 副委員長 | 新井田 順一 |
| 委員 | 磯目 泰彦 |
| 〃 | 伊藤 昭一 |
| 〃 | 荒明 正一 |